

第4回

愛知県障害者グループホーム

問題連絡協議会

会議録

2024年6月18日(火)



## 第4回愛知県障害者グループホーム問題連絡協議会 会議録

### 1 日時

2024年6月18日（火） 午後4時から午後5時30分まで

### 2 開催方法

オンライン開催

### 3 出席者

高木委員、森高委員、高橋委員、谷川委員、福岡委員、坂上委員（会長代理）、鈴木委員、渡邊委員、柳原委員

（事務局）

障害福祉担当課長 ほか

### 4 開会

障害福祉課 西川担当課長

皆様、お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから第4回愛知県障害者グループホーム問題連絡協議会を開催いたします。はじめに、本会の会長でございますが、愛知県障害者グループホーム問題連絡協議会設置要綱第4に基づき、「協議会の会長は愛知県福祉局長が務める。」ということとされております。また、同要綱第4の3により、「会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する」とございます。

今回の開催にあたりましては、会長から指名を受けた県障害福祉課長の坂上が会長を代理する形で進めさせていただきたいと思っておりましたところ、別の公用で外に出ておりました、坂上はまだこちらの方に戻ってきておりません。大変恐縮ではございますが、戻るまで皆様に待っていただくというわけにもまいりませんので、要綱の規定には特にございませんが、坂上の代理を私担当課長の西川が務める形で、当面会議の方を進行させていただきたいと思っておりますので、よろしくご了承ください。

なお、開催にあたりまして坂上会長代理からご挨拶を申し上げるべきところでございますが、今申し上げた通り、こちらへ到着が間に合っていない状況でございます。坂上から挨拶を預かっておりますので、私の方で代読をさせていただきます。

### 5 会長挨拶

坂上会長代理（代読：障害福祉課 西川担当課長）

委員の皆様には、大変お忙しい中、本協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の障害福祉施策の推進のため、日頃から格別の御支援、御理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本協議会は、障害者総合支援法によるグループホームを全国的に運営している株式会社恵による、食料料費の過大徴収やグループホームの新規開設中止などを受け、関係行政機関、障害福祉サービスの関係者および当事者である委員の御協力のもと、県が設置したものでございます。

昨年12月の初回開催以降、これまで計3回開催し、株式会社恵のグループホーム利用者やその御家族からの相談の状況や、利用者の状況把握など情報交換を進めて参りました。

県では会議の結果をうけ、本年1月には県内の各市町村あてに、相談支援事業所等を通じた利用者の状況把握を依頼する通知を発出しております。

また、今般、同社に関する様々な報道があり、利用者はじめ関係者の方々の不安もさらに高まっていることを受け、関係機関の御協力のもと、県において各市町村の相談窓口の一覧をまとめ、5月17日に発表させていただきました。

今回の会議では、この相談支援事業所等を通じた利用者の状況、あるいは相談窓口での相談状況を始めとした、直近の状況を改めて共有し、利用者等への支援につなげていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場からの情報提供、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

以上代読させていただきました。

## 6 資料確認等

障害福祉課 西川担当課長

それでは進行をさせていただきたいと思っております。

まず議事に入ります前に、御出席いただいております委員の皆様の御紹介でございますが、時間の都合もございますので、お手元に配布いたしました委員名簿でもって代えさせていただきます。

なお、この協議会はオンラインでの開催としておりますが、「愛知県障害者グループホーム問題連絡協議会設置要綱」第6により「公開」をさせていただいております。本日は12社の報道の方がいらっしゃっておりますので御報告します。

それから本日の資料でございますが、会議に先立ち、メールで送付させていただいておりますが、会議の次第、それから委員名簿、参考資料①、②となっております。

お手元に資料が届いていない場合については再送させていただきますので、お声をおかけいただければと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、委員の方にお願いがございます。会議の様子については、議事録作成のために記録させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

なお、スムーズな会議進行のために、御発言については事前にお配りしております「Web会議開催における発言方法等について」をお守りいただきますようお願いいたします。

## 7 議題 株式会社恵の運営するグループホームの利用者からの相談の状況等について

障害福祉課 西川担当課長

それでは、早速会議の方に入らせていただきたいと思います。本日の会議の内容は、皆様のお手元の次第にありますように、議題が1件となっております。会議の終了時刻は午後5時30分を予定しております。

委員の皆様方の御協力いただきまして、円滑に進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは議事に入ります。

議題の「株式会社恵の運営するグループホームの利用者からの相談の状況等について」です。

株式会社恵の運営するグループホームに関しまして、入居者の状況や各市の相談窓口へ寄せられました相談の状況など各委員において把握していただいている情報について、順に御報告いただきたいと思います。

と思います。

なお、ご質問や意見交換は報告後、まとめて行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

これにつきまして、まず、政令・中核市以外の状況について、県の方から報告をさせていただきます。

県の方で取りまとめている利用者からの相談状況は、5月17日の窓口開設から2週間、5月30日までのデータがございますが、政令市、中核市を除くと5件という状況でございました。内容といたしましては、一連の行政処分に関する報道を受けまして、どういった処分になるのか心配だといった声や、その次の行き先を探さなくてはいけないのかというような、今後の御自身の状況を心配される声が多く寄せられているという状況でございます。

簡単ではございますが、政令・中核市以外の状況は以上でございます。

続きまして名古屋市の高木委員さん、市の状況を御報告いただけますでしょうか。

高木委員（名古屋市）

はい、失礼いたします。名古屋市障害者支援課長の高木でございます。それでは、名古屋市の状況を説明させていただきます。

参考資料2の方には5月末の状況ということで、69件相談があったと書いてございます。直近の状況を申し上げますと、6月14日時点で79件問い合わせが寄せられております。名古屋市はちょっと数が多いのですが、様々な報道がありまして、その直後の5月13日に市のほうで専用相談窓口を開設しておりまして、現在も朝9時から19時までずっと開いている状況でございます。

79件の内訳を申し上げますと、一番多いのは御家族や御親族からの相談が49件、御本人からの相談は4件という状況で、その他23件は例えば利用者さんを普段支援されている障害福祉サービス事業所さんや相談支援事業者さん、中には利用者の方の成年後見をされている弁護士さんといった関係者の方もいらっしゃるという状況でございます。相談内容でございますが、その報道に関する真偽の確認や処分に関する報道について、そういった処分がいつ頃あるのかといった問い合わせが多かったという状況が一つと、利用者の御家族からは、すぐに転居しなければいけないのか、同じ場所で生活したいというようなお問い合わせやご相談が多かったというところでございます。傾向といたしましては、報道等があると増えるのですが、最近は1日に1件あるかないかぐらいというところで、数はちょっと減ってはおりますけれども、いつでもお応えできるように窓口を開いているという状況でございます。

次に利用者の状況でございます。現在、手元にある請求データで申し上げますと、名古屋市内も市外も含めて108名の方がグループホームを利用しているという状況でございます。現在、市内のグループホームにつきましては各区にございます障害者基幹相談支援センターさんをお願いをしております。モニタリングを通じて状況の把握をしているところでございます。引き続き、状況の把握を進めていきまして、転居希望等があった場合は速やかに対応できるように連携をして調整しているところでございます。

説明は以上になります。

障害福祉課 西川担当課長

はい、ありがとうございました。続きまして豊橋市の森高委員お願いいたします。

森高委員（豊橋市）

豊橋市障害福祉課の森高です。

豊橋市の状況ですけれども、電話での問い合わせは5月17日に1件がありました。

こちらの内容につきましては、今回の報道を受けて転居したいという相談ではなく、入居者の親族からの問い合わせで、訪問看護サービスも受けているのですが、その回数が多いのではないかということで、その調査をしてほしいというような内容でございましたので、管轄としては市ではなく東海北陸厚生局の方で所管している事項になりましたので、そちらの方に問い合わせしてお繋ぎしたということ一旦対応済みという形になっております。

電話での問い合わせについては以上ということになりますが、その他相談員を通じた状況把握ということで申しますと、豊橋市の方で所管している恵のグループホームに入居されている方、市外も含めると30名いらっしゃいまして、そのうち転居を希望されている方は3名となっております。その他希望されない方が大半ではございますが、あとは状況次第で転居も考えるというような方もいらっしゃいますので、新たに相談があれば対応していきたいというところですが、転居したいという方につきましても、まだ具体的にどういったタイミングでどこにというようなお話をいただいておりますので、引き続き相談員さんの方でフォローしていただくようお願いしております。

豊橋市としては以上となります。

障害福祉課 西川担当課長

ありがとうございました。次に岡崎市の高橋委員お願いいたします。

高橋委員（岡崎市）

岡崎市の高橋です。よろしく申し上げます。

まず岡崎市が今現在支給決定しまして恵のグループホームに入居されている方は、56名を数えています。このうち、西三河圏域、行政などで連携がある幸田町、岡崎圏域でございますが、そこでは50名を数えております。56名中50名ということですので、ほとんどが岡崎幸田圏域の中で皆さんグループホームに入居されているということが確認されております。

県のほうからの資料にもありますが、直接市のほうに相談に来られているケースは今のところありませんでしたが、実は今日、3名来られまして、今相談を受けている状況でございます。

相談内容でございますが、入居者の方の計画書を作成しております市内の相談支援事業所に聞き取り調査などをしたところ、直接相談支援事業所に寄せられているケース、逆に他の相談支援事業所の方から困り事を相談されるケースで16件確認させていただいております。各市と同じになりますが、今後施設はどうなっていくのか、正式な決定がなされていない現在どのように対応したらいいのか、状況によっては、別のグループホームの転居を早めに探していきたいのでこれからも情報が欲しいという様々な内容です。共通して言えることは、今住んでおられるグループホームの存続をほとんどの方が強く希望されているといった形の結果が出ています。あと、一番大きいものはグループホームが利用できない、廃止になった場合、すぐ出ていかなければならないのか、次を探すまで待つてくれるのか、そのあたりの具体的な情報が非常に乏しいので、非常に心配しているといった意見がかなり出ております。情報がないため、非常に見通しが立たないという意見が出ています次第でございます。

岡崎市が把握していることは以上となります。

障害福祉課 西川担当課長

ありがとうございました。

続きまして、一宮市の谷川委員お願いいたします。

谷川委員（一宮市）

一宮市の谷川です。よろしく申し上げます。

一宮市は参考資料2に2件の相談があったと計上しているのですが、こちらは市の方に直接相談があったものというよりも、相談支援専門員の方に相談があった件数を挙げさせていただいておりますので、あらかじめお断りさせていただきます。相談の状況についてですが、市外のグループホームご利用の方と市内のグループホームをご利用の方、各1名の計2名の利用者のご家族からそれぞれ利用されている相談支援専門員の方に対して相談がございました。

相談内容につきましては、市外のグループホームご利用の方の分については本人の特性上、次のグループホームをすぐに見つけるということが難しいので、早めに次のグループホームを探した方がいいのかといったもの。もう1件の市内のグループホームを利用されている方については、株式会社恵に対する不信感はあるけれども、利用は継続してもらいたいといった複雑な心境にあるような内容のものでございました。それぞれ相談支援専門員の方がご対応いただいている、基幹相談支援センターの方に情報が寄せられているものですから、基幹相談支援センターの方で支援を行う予定をしているということであるとか、市内の事業所で恵に対する不安があるというようなお話があったところについては、施設とご家族の方が話し合う機会を設けられて、利用は継続されるということになったと伺っております。

一宮市内の事業所は一事業所でございますが、定員20名で埋まっているのですが、お一人、6月末で退去しようかなというような情報があると今のところ聞いている状態です。

内容としては以上でございます。

障害福祉課 西川担当課長

ありがとうございました。

続きまして愛知県相談支援専門員協会の鈴木委員から、お持ちの情報等の提供、あるいは専門的見地からのご意見をお願いしたいと思っております。

鈴木委員

愛知県相談支援専門員協会の鈴木です。よろしく申し上げます。

今ご報告をいただきましたが、印象としては今回のこの問題、いろいろ報道が出てきております。その影響もあって、利用者やその家族から大変深刻な相談をいただいております。二つほど事案をお伝えしたいと思っておりますが、まずその前に、名古屋市さんの相談窓口開設というのは新聞にも報道されまして、かなり早い段階でその情報が伝わったことで、相談件数が69件と、人口も多いですし利用者さんも多いのかもしれませんが、そういったところがあるのではないかなというのはすごく感じます。愛知県についてはそれぞれホームページに掲載をされまして、私も蒲郡市で相談支援事業を4月1日からやっておりますが、基幹相談支援センターから全相談支援専門員に対して、こういった窓口が設置されたというメールの通知がありました。こういった情報が利用者さんやその家族まで伝わっているかどうか、検証した方がいいかなと思ったところでございます。これはまずお伝えをしておきたいと思っております。

それで、二つほど大変深刻な相談をいただいております。具体的な名称は避けますけれども、ある県内の市町村の障害福祉の担当課の管理職の方から、私の方に直接お電話をいただきました。今回の報道のことではなくて、行動障害などのある方が大変不穏な状態になっている。実は前からそういう状態で、ふわふわさんを利用されている方ですが、そのふわふわからもこの方が対応できなくなりましたということで利用を断られてしまったという話でした。当然出されてしまったわけですので、関係者の方に連絡を取ってどこか受け入れができないかという対応しているけれど、どこも受け入れていただけないということで、具体的にどこの場所かは聞いておりませんが、ふわふわから離れて、市町村内の公共施設でその方を関係者で預かっているという大変ギリギリの対応をされているという話を伺いました。今回の問題が直接的な原因で出されてしまったわけではなくて、その方の状態が悪いから、もう当方では対応できないから出ていってくれというようなことで、事件とは関係ないかもしれませんが、どうもふわふわさんの方も対応できる職員の配置ができないとか、あるいは今後事業の運営が困難になってしまうのではないかとということもあって、先んじて断られてしまったのではないかと、想像してしまうようなことがちょっと起きておりました。具体的には私の方で持っている情報をその管理職の方にはお伝えをして、強度行動障害の方の対応に大変先駆的に取り組んでいらっしゃる生活介護の事業所など、あるいは重度訪問介護の事業、あるいはグループホームをやっているところがありましたので具体的なお伝えをしました。ただ、そういったところはもう既に一杯でして、すぐに受け入れていただけないものですから、大変困っているということ聞いています。その後、市町村の基幹センターの方からも直接電話いただきまして、日々交代で相談員たちが対応しなきゃいけないということで、だいぶ切実なことを語っていらっしゃいました。このことについては、また改めて他の機関にも相談したいということを書いてもらいましたが、こちらも協力させていただくということだけお伝えをして一旦は保留になっているところです。これがまず一つです。

二つ目は、私がイベントに参加していたところ、偶然ふわふわを利用されている方のご家族にお目にかかる機会がありました。この方も大変なご事情がございました。県外からある県内の市に移って、そこで見ていただいていたのですが、そこでも対応ができないと言って、また別の県内のふわふわに移ってきたようです。一方的なお話ですが、そのご家族は県外のその自治体、あるいはその移ってきた愛知県の施設、関係者に対して大変不信な思いを持っていらっしゃいます。行動障害があつて、大変不穏な状態になってしまうと家族にも暴力をふるってしまうという状態が続き、相談しても対応していただけないと語っていました。県外のその自治体も何をしていただいたのかと率直に思いますが、どこも受けてくれるところがないからといって愛知県に移ってきたんですね。愛知県に移ってきて、そこでも同様のことになってしまって、一旦その方の自宅に戻ったそうです。でも、やっぱりそこでもいられないから、いろいろな相談機関に連絡したところ、もう警察を呼んでくれと言われたということでした。自分の息子が、いくらその障害特性で暴れて物を壊す、自分たちに危害を加えるといつても、自分の息子を捕まえてくれと 110 番するということは何んとも悲しいことだと涙を流しながら切実に訴えられていました。現在はふわふわを利用しているわけですが、自宅に戻り不穏な状態になったときに助けてほしいという切実な声をかけても、警察に連絡してくれ、ほかの機関に連絡してくれということを書いてしまうとなかなか信頼できないというような思いがあつて今に至っているものですから、なんとかいまいるふわふわが残ってくれないかと、閉鎖されるという新聞報道があるけれども大丈夫かと不安を大変抱えていらっしゃいました。この方については、一度、二度と面談させていただいて、場合によっては私が相談支援専門員として担当させていただくことになるかもしれないと伝えました。支給決定している自治体は対応してくれないんですね。遠く離れていますので、も



うそちらでやってくださいと。もちろん、その方が合理的なのかもしれませんが、かなり大きな問題で皆さん困ってらっしゃるので、ぜひ支給決定自治体として対応をお願いしたいと思っております。そのようなことがございました。愛知県外ということもあって、なかなか情報が伝わっていないというのがあるかもしれませんが、県外の方もいらっしゃるし、県内でも遠方の利用者の方もいらっしゃるので、ぜひそういったところはよく確認をしていただいて、基幹センターや相談支援事業所を設置している自治体だけに任せるのではなくて対応をお願いしたい。もう一言申し上げると、担当した相談支援が恵の相談員だということもあって、ご家族もとにかく心配でしょうがない、助けてくれる人がいたら、その人にすがりたいという思いが強く感じられたところがあります。

なかなか専門的な見地からということのお話ができませんが、今ある地域生活支援拠点や基幹センターといった機能を十分に生かしていただくとか、強度行動障害の支援方法などは当然、愛知県にもしっかりと研究されていらっしゃる機関もありますので、そういったところの情報を得ながらしっかりやっていただくといいのではないかなと思います。

さらにもう一個申し上げます、今回の株式会社恵の対応についての問題が報道を伴っているのですが、それ以外の日中サービス支援型グループホームについても、不安だというようなお話が私の耳にも入ってきます。例えばあるグループホームは、男性の利用者が皆さん丸刈りというところがあって、すでに虐待の通報もされているというのも聞いたりします。あと、これはサービスの質の問題になりますけれども、食事がとても美味しくないとこのようなお話を聞いたりします。本当に些細なことも含めて、これを機に相談員仲間でもグループホームそのもののあり方だったり、その支援の方法だったりということも検証していかなければいけないなということは話としてさせていただいているところです。

まずは以上でございます。

障害福祉課 西川担当課長

大変貴重な事例報告をありがとうございました。

続きまして、中川区障害者基幹相談支援センターの渡邊委員お願いいたします。

渡邊委員

中川区障害者基幹相談支援センターの渡邊です。よろしく申し上げます。

先ほど名古屋市の高木委員から数などについては報告がありましたので、私の方は実際にモニタリングなどに行かせていただいておりますので、その時の様子などを報告させていただきたいと思っております。

中川区の担当させていただいておりますので、中川区の恵のグループホームに入られている、支給決定受けられている方の相談支援専門員と一緒に訪問させていただいて、ご本人とご家族それぞれからお話を伺っています。実感として、他のグループホームに変わりたいというご希望がある方で、他のグループホームに行先があった方というのは、もうすでに変わられているという印象でございます。

株式会社恵のグループホームを利用されている方の中では、このまま株式会社恵のグループホームで生活をしたいというご希望の方、出たいと思っているけれども他に行き先がない行動障害などがある方、グループホーム恵から出たい出たくないといった主張ができない意思決定が困難な方の3つに分かれる印象です。グループホームを変わりたいが他に行き先がないという方の中には、サービス等利用計画では元々計画になかった訪問看護ステーションが勝手に週に3日入ることになっていたり、向精神薬などを保護者の方の同意なく、勝手に処方されているというような方もいらっしゃいました。あとは女性なのに髪の毛を丸刈りにされていたというような状況もありました。そのような状況があ

って、保護者の方も他に変わりたいけれども、ご本人の障害特性的に受け入れ先がなかなかなくて、ずっと変わりたいと考えているけれども、変わることができていないというお話がありました。あと、出たいとも出たくないとも言えない意思決定が困難な方については、そもそも株式会社恵の中で計画相談が立っていたり、家族がおらず後見人がついている方は後見人もどうしていいかわからず、意思決定がなかなかできないため、そのままずっといるが、いつか出ていかなきゃいけなくなったらどうすればいいのかというようなことをおっしゃっていました。出たいと言えない方、出たいけどほかに行き先がないという方のことは、これから私たちも一緒に相談に乗っていきますという話をして帰ってきたという状況があります。

報告は以上です。

障害福祉課 西川担当課長

大変貴重な情報提供ありがとうございました。

それでは、豊田市の福岡委員さん、いかがでしょうか。

福岡委員（豊田市）

豊田市障がい福祉課の福岡です。よろしくお願ひいたします。

参考資料2のところに記載のとおり、5月17日以降の相談件数は0件で、今日に至るまでも相談の方は入っておりません。ただ、相談支援事業所の方を通じまして、5月に利用者さんの方に意向確認をさせていただきました。5月時点の豊田市の支給決定者13名の内11名は、今のところ転居は希望されておらず、2名が転居をご希望でした。このうち、1名の方が別の入所施設の方に入られました。もう1名については転居先として希望される施設がありましたが、その施設に空きがないため、引き続き恵のグループホームの方に入っているという状況です。転居を希望されない方の状況について、やはり環境の変化が苦手な方が多く、ようやく慣れてきたところなのに、また違うところに行くとは体調を崩すのではないかということをお心配されている方が多いという状況でございます。

豊田市からは以上でございます。

障害福祉課 西川担当課長

ありがとうございました。それでは続きまして、愛知障害フォーラムの柳原委員お願ひいたします。

柳原委員

柳原です。よろしくお願ひします。

私たちは県内の障害者団体が集まった会ですので所属団体で一つであるきょうされんというところで相談を受けておりまして、ここまでのところ160件以上相談があります。障害当事者からの相談は本当に少なく数件になっております。多いのはご家族であるとか、施設職員等からの相談や情報提供になります。職員の方ですと、その働いているところの状況（虐待があった等）のご報告や今後どうなっていくのかと不安に感じていらっしゃる職員の方、職員さんにもご家族がいらっしゃるの不安に感じていらっしゃるというところと、ご家族からは市から報告があったけど変わらないようだという報告がありました。

やはり愛知障害フォーラムとして考えるところではいいますと、名古屋市さん、中川区さんから報告があったような、環境の変化に対応することがすぐには難しい方々、もしくは自分で意思表示をすることが難しい方々の生活をどう考えていくのか。行政処分が出るわけですから、急いで対応していく

ということは前提になってくると思いますけれども、そのあたりの障害特性への配慮というところが必要であると感じるところと、職員への給与保障といいますか、現在の職員が別の施設で働いてもらい、そこで利用者を受け入れてもらうといったような形をとることで、その職員がいるからその施設を選ぶという選択も、利用者にとっては大きな選択肢の一つですので、そのあたりを含め生活を送るためにどうしていくのが大きな課題になるのかなと感じているところです。

簡単ですが以上です。

障害福祉課 西川担当課長

はい、ありがとうございました。

一連の御発言が済んだわけですが、今の報告内容・御発言等々について、御意見がございますでしょうか。はい、鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

先ほどお伝えしたことにもつながりますが、愛知県相談支援専門員協会の理事の間でもやり取りをする中で、恵のふわふわを利用するまでの間に、ご本人の意思決定支援や相談支援専門員によるアセスメント、支給決定をしている自治体の面談等による利用の把握といったものが、適切にやってらっしゃるところもあるでしょうけれども、先ほど私も申し上げたような例ですと、マイナスみたいな、追い出されたみたいな話からふわふわを利用しているような方もいらっしゃるわけです。これを機に、もし閉鎖されて、その場所が変わる、または残るにしても今一度、その方の支給決定の内容から確認をしていただいて、適切に利用につながっているかどうか、改めてやり直さなければいけないのではないかなと思います。株式会社恵に関わらず、この問題に関わらず、この4月の報酬改定で、それぞれの事業所がグループホームに限らず、また相談支援に限らず、すべての事業体で意思決定支援をやるということが明確に示されています。そこをもう一度見直していく、じゃあ誰が見直していくかというのは、当然担当している相談支援専門員、あるいはそれをバックアップするような基幹センターあるいは委託の相談支援事業所、そして支給決定をしている市町村で、支給決定している自治体が遠くて、あまり現実的ではないということであれば、その設置されているグループホームの近くの相談支援の関係者や地域アドバイザーというものが県内にも何人かいらっしゃいます。こういったものをフルに活用して、そして今回の問題で不足するところは愛知県からしっかりとバックアップもしていただいて、適切な運用をしていくということをもう一度しっかりとやっていただくということをぜひお願いしたいなと思います。今は正式な発表がないわけですが、今後そういった動きがあった時にはお願いしたいなと思います。

障害福祉課 西川担当課長

はい、ありがとうございました。

ただいま、アセスメントと意思決定支援の必要性、重要性についての御意見が頂けたかと思いますが、御指名で大変恐縮でございますが、今のアセスメントと意思決定支援という観点で基幹相談支援センターのお立場からも渡邊委員からの御発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

渡邊委員

はい。

鈴木委員のおっしゃるとおりで、アセスメントと意思決定支援のところは非常に重要ななと思って

おります。先ほど私の方から、まだふわふわのグループホームにいらっしゃる方、このままここで生活したいとおっしゃっている方と意思が言えない方という話をさせていただいたのですが、このままここで生活したいと言っていることも、どうしてなのかというところをもう少し丁寧に話を聞く必要があると思いますし、出たいとも出たくないとも言えない方についても、どこで生活したいのかということ丁寧に聞いていく必要があるのかなと思っています。今回例えば、指定取消などの処分が出たとして、そこで生活ができなくなってしまった場合に、転居先のグループホームで同じようなことが起こってしまうことは絶対避けなければいけないと思っていて、そのあたりを一人の相談支援専門員や一部の人だけで関わるのではなくて、行政も含めてチームで関わっていくということがすごく重要ではないかなと思っています。

以上です。

障害福祉課 西川担当課長

はい、ありがとうございました。

今、アセスメント、意思決定支援につきまして相談支援専門員のお立場、基幹相談支援センターのお立場からそれぞれご意見をいただいたところですが、こういった点について他の委員さんから、ご意見がおありになれば、あるいは他の論点も含めまして御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、それでは一宮市さんよろしくお願い致します。

谷川委員（一宮市）

はい。特別素晴らしいことが話せるわけではありませんが、渡邊委員がおっしゃられたとおり、相談支援専門員さんお一人にお任せしてというのは、とてもできないと思いますので、基幹相談支援センターもそうですし、私ども一宮市の場合だと福祉総合相談室という総合的な相談をする部署もありますので、サービスを提供する事業所を含めて一連の対応を考えていくということが重要ななと思っています。

障害福祉課 西川担当課長

はい、ありがとうございました。その他の委員さんからよろしいでしょうか。  
では鈴木委員お願いします。

鈴木委員

はい。なかなか確定していない中での発言ですので、お答えにくかったり、まだまだこれからということかもしれませんが、当然事業の取り消しがなされるような判断があると、そこにいられなくなってしまいます。あるいは、先ほども申し上げたように、事業の取り消しの前に、利用支援をしにくい困難な方々に対し、これまでは頑張ってやってきたけれども、取り消しをされる前に出ていってもらえるような話がもし起きたときに、それぞれの事業所が設置されている自治体で、地域生活支援拠点ができれば対応できるのでしょうか、緊急避難的に例えば1泊2日とか3泊4日とかで保護できる場所というのは皆さん確保されていらっしゃるのでしょうか。地域生活支援拠点ができているというところはそういうものがあるはずですが、相談員たちや関係者の間でも緊急時の避難先があれば少し安心だから、その間に次を探すこともできるという話があるものですから、それでお聞きするところです。未確定な部分で質問しましたので、お答えいただける範囲で結構ですがいかがでしょうか。

障害福祉課 西川担当課長

各市町村における地域生活支援拠点をはじめとする緊急時の受け入れ機能についての現状のお尋ねということであったかと思えます。特定の事業者を念頭に置いたものというわけではなく、体制としてどうかということだと思えますので、これにつきまして各市の方から一言ずつ御意見をいただきたいと思えます。それでは名古屋市の高木議員お願いできますでしょうか。

高木委員（名古屋市）

失礼します。名古屋市でございます。

今、理由は不明ということですが、もう見れないと断られたという方がいらっしゃるということでございまして、現状我々も相談窓口をやる中で、そういったお声は聞いていないので、今まだ起こっていないと思っているのですけれども、おっしゃるとおり、そういったことがあってはいけないとは思っておりますので、そこはしっかり見ていかなければと思っています。

そういったことが起こった場合の緊急避難場所のような資源があるかどうかと話でいただきました。名古屋市でございますので、事業所数は結構ございますので、どこかで受け入れていただくということもあると思えますし、我々といたしましては、市内9か所に地域生活支援拠点を設けておりますので、そちらの方で緊急の受け入れ等も考えているところでございます。

名古屋市からは以上でございます。

障害福祉課 西川担当課長

ありがとうございました。

続きまして、豊橋市の森高委員いかがでしょうか。

森高委員（豊橋市）

豊橋市です。

本市の方でも緊急時の受け入れ態勢はございますけれども、緊急ということにはなると思えますので、基本的には短期で考えられております。また、その受け入れ先の状況にもよりますので、どなたでもすべて受け入れられるかどうかというのは、受け入れ先の事情によると言わざるを得ないところは正直ありまして、障害の特性によっては受け入れが難しいという形で断られるケースはあるかなと思えます。

豊橋市としては以上となります。

障害福祉課 西川担当課長

ありがとうございました。

続きまして、岡崎市高橋委員いかがでしょうか？

高橋委員（岡崎市）

はい、岡崎市です。

岡崎市につきましては、昔からやっている事業所さんがありますので、今までも障害の方の緊急的なものについてはそこに短期間入っていただいたこともありますので、一応確保はしています。ただ、2人3人受け入れ可能かということ、そうとは限らないものですから、施設の事情の許す範囲の中で緊

急避難的な利用はできるかと思っております。

以上でございます。

障害福祉課 西川担当課長

ありがとうございました。

一宮市の谷川委員は先ほどご意見いただきましたが、重ねてあればよろしく申し上げます。

谷川委員（一宮市）

地域生活新拠点ということですが、空床確保のように開けているわけではないので、個別のケースでできることを考えていくということにはなるのかなと思います。短期入所の利用も合わせて考えていくこともあるでしょうし、本当に緊急的にどういった対応ができるのかということそれぞれの障害者の方に応じて検討していくことになるのかなと思います。市内にグループホームもどんどん開所されている状況ではあるので、日中支援型も含めてその方に合うようなところであれば、お選びいただくこともできるのかもしれないと、いろいろ対応はすることになるのかなと思っております。

以上です。

障害福祉課 西川担当課長

ありがとうございました。

それでは、豊田市福岡委員いかがでしょうか

福岡委員（豊田市）

はい。豊田市でございます。

豊田市内にも施設入所支援の施設として、地域生活支援拠点2か所ございます。ただ、今まで緊急の対応という事例があまりなく、今回もし対応するということになると、初めてのケースになるため、施設との調整も必要になってくると思います。また、入所施設は、地域生活支援拠点以外に2施設あります。実際に恵のグループホームを退去しないといけないという状況が起きた時には、なかなか空きがない状況ではありますし、退去までの猶予がどれだけあるかにも関わってくると思いますが、そういったところの短期入所のサービスやグループホームも含めて、多職種の連携の中で入居先を探していくことになるかと考えております。

以上です。

障害福祉課 西川担当課長

ありがとうございました。

地域生活支援拠点は、県内すべての市町村で設置は終了しているわけですが、設置が終わったから対応力が十分にあるかという問題が、また市町村ごとにあるのかなと思います。

一旦一通り議論が回りましたが、その他全体を含めて何か御意見等ございますでしょうか？

はい。柳原委員申し上げます。

柳原委員

柳原です

皆さんのお話を聞いて、もちろん対応が難しい場合というのは当然あると思っっているのですが、利用者さんにとって対応できないというのは、場合によっては命に関わるということも含まれてくると思うんですね。だからといって無理をしろという話ではないとは言いつつも、一定数頑張ってもらわなければいけないところも発生してきます。そこで考えると、今はグループホームが実際にある市町村での話ですけれども、周辺の市町村のところで対応が可能かどうかという話をしなければいけないかもしれませんし、そもそも地域生活支援拠点の数を増やすという議論が必要かもしれません。今回起こってしまったことはすごく残念ではあるのですが、それによって課題がしっかり見えてきたのであれば、そこも含めて考えていただきたいと強く思います。

これで行政処分が起きて、一定数入居者の方の移動はある程度できたとした時に、今回の問題で、これだけ多くの方が対応したのに第2第3の同じことが起きてしまったら、なにも得られていないこととなります。この場での議論かどうかわかりませんが、次にこういうことが絶対に起きないようにしなければいけません。他の事業者が恵のような問題を引き起こすことがないように、そうならないように、そうできないようにしていくことは絶対にやらなければならないと思いますし、同じようなことが起きた時に、じゃあどうしましょう、では僕たちがこの会議に出ている意味を問われると思っています。そういったところも含めて、今日この場ではないのかもしれないですが、しっかりと議論をしていく必要がありますし、皆さんの周りの市町村で対応は可能なかどうか、同じ場所で違う事業者が入ることも含めて可能なかどうかということを含めて、もし行政処分となれば愛知県として通知を号令をかけていただいて、かけるだけではなくて、そこに対してそういう必要性があるということも各市町村にお伝えいただいた上でやっていかないといけないと思います。

以上です。

障害福祉課 西川担当課長

ありがとうございました。

この場でなかなかお答えすることが難しい課題ではあると思いますが、御発言の趣旨は原因を究明するべきだ、再発を防止するべきだ、そこに至った関係者の努力も無駄にするべきではない、そういう御趣旨であろうかと思えます。今回の御意見は、私どもの業務で日々そういう視点で持って生かしていくことは可能かなと思えますし、状況が進展すれば、また別の見解はあるのかもしれませんが、現時点ではなかなか、申し上げにくいタイミングでもございますので、各市から特に御意見があればと思いますがよろしいでしょうか。

その他全体を通じて何かございますでしょうか？今回の協議会につきましては前回1時間で時間設定させていただいたこともございまして、一部委員の皆様から、もうちょっと時間に余裕を持って、言いたいことが言える形での開催ということで御要望をいただいております。その関係で5時半までという予定で開催時間は設定しておりますが、特段御意見がなければ、一旦ここで会議の方は閉めさせていただきますと存じますが、いかがでしょうか。

はい、ASK鈴木議員からお願いいたします。

鈴木委員

はい。

これもなかなか処分と言いますか、いろいろな判断がされていない中で発言するのは憚られますが、役所に行っていない相談もあるのでお聞きしますが、今回の新聞報道の内容は正確なものなのかどう

か、またこのことがいつ頃だったかはっきりするのか。答えられませんということだと思いますけれども、すごく皆さん不安がっています。たまたま行きあった方からそういうお話をいただいたり、たまたま担当していた圏域の管理職から電話をいただいたりということがあります。それ以外にも、あるところはもう次の経営者が決まっているかのような話があったり、あるいはその職員やその利用者から、潰さないでほしいという署名が集まったとか陳情があったとかいろいろな情報があります。本当に不安な雰囲気はずっときているものですから、そのあたり新聞報道のことだったり、あるいは処分の時期だったりどうでしょうかということをあえてお聞きします。答えられないということであれば仕方ないと思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課 西川担当課長

はい、すみません。大変僭越ではございますが、自治体を代表して愛知県の方から一旦お答えしたいと思います。行政処分等につきまして、手続きの途中で公表するという事はやはり無理がありまして、決定し次第公表するという事になります。一方で、私どもの知事が会見で申し上げておりますとおり、愛知県といたしましては、6月中ということの一つの目途に進めるということで従来から申し上げているところではございますので、そういった部分もありまして、時期についてはそういったレベルでしか申し上げられませんという状況でございます。

おそらく他の自治体におかれても同様であろうかと思っておりますので、この御意見については特段各市に御異存がなければ、次の柳原委員のお発言に移りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか？

はい。鈴木委員引き続きでどうぞ。

鈴木委員

ありがとうございます。逆にそうやって言うていただくことでそうだとすることは、伝えることができると思います。

それからもう一個、今回のように愛知県内で愛知県にある株式会社恵に対しての利用者さんのことではあるのですが、先ほど申し上げたように県外の方もいました。他でも県外の方がいたりするのかなと思うと、他の県やあるいは川崎などでも何らかの処分が出ているというところがありますが、愛知県だけはなんとかこうやって対応していきますけれど、県外の方で愛知県のこの株式会社恵を利用している方、あるいは恵は他の都道府県にもかなり大きく事業展開されていますが、そういったところに対してはどのような対応をされるのか、今分かったらお知らせいただきたいと思っております。

障害福祉課 西川担当課長

はい、非常に答えづらい問題でございまして、通常の業務上持っている情報というのは、多分自治体ごとに違うということをご理解いただいているかと思っておりますが、障害福祉サービスについては、支給決定を行っている市町村であれば、県外にグループホームに入っている方の情報等も含めて手元で集約することは可能かなと思っております。一方都道府県にはそういった情報は意図して収集しないという状況だということと、それから今回の一連の問題自体はかなり県内に密度濃く存在している、事業展開が県内発祥ということもございまして、まず私どもの一番の関心地は、県内における事業所の利用者の皆さん、この方々をどうしていくかというようなところを基本的には考えていくというのが基本線となりますので、当然県外の方だから知りませんということを使うつもりは一切ございませんが、そういった方々の部分も含めまして、今後各市とも連携しながら進めていきたいと、今の段階ではこの程度しか申し上げることはできないのかなと思っております。もし各市から補足があればよろし



くお願いします。よろしいでしょうか。  
それでは引き続きまして、柳原委員お願いいたします。

柳原委員

はい、柳原です。

私からは各市の皆さんにお聞きしたいことが一点あります。参考資料2のところに、実際の数字が今日報告ありましたけれども、相談があったことをどうやって把握されているのかなと思いました。数字として出たことはすごく大事なところだと思いますが、迷いながらの相談なのか、実際どういう状況でそれを聞いているのか、数字が読みきれないものというものあると思うんですね。そういったことを拾うというところと言えば相談員さん一人一人に電話で聞くのかということ、それもまた難しい。各市の方々が把握というのはどこまでされているのかなということを少しお聞きできればと思います。

障害福祉課 西川担当課長

すみません、一部音声聞き取りにくかった部分がありますので、私のほうで補足をさせていただきます。もし趣旨が違いましたら柳原委員修正をお願いしたいと思います。

今回参考資料でつけさせていただいたとおり、相談状況というのは一応数値化されています。その上で、ただそれで必要な方からの相談に応じ切っているというような認識なのかとか、あるいはそこに寄せられた相談の真理というようなものなのでしょうか、そういったものを各市でどこまでくみ取っているという認識をしているのかとか、そういった御意見だったかと思うのですが、もしそうだとすると各市お答えするのは難しそうな質問なのかもしれませんが、趣旨としてはそういうことでよろしかったでしょうか。

柳原委員

そうですね、はい、お願いします。

障害福祉課 西川担当課長

かなり難しいお題を頂戴しておりますが、委員から御質問があったということで、申し訳ありません。各市これに関しての御意見があれば名古屋市高木委員から順にお願いしたいと思います。

高木委員（名古屋市）

失礼します。名古屋市でございます。

名古屋市は、早くから相談窓口を開いておりまして、かなり報道もしていただきましたし、名古屋市の公式ホームページのトップに相談窓口は載っている状況でございます。相談件数は一定数あると思っています。ただ、この相談窓口はあくまでも利用者さんの不安にお答えするためのものと認識をしておりまして、もちろんその相談窓口からいろいろな状況が分かるということはもちろんあるのですが、御質問されたその利用者の状況ということに関しては、先ほど渡邊委員からもお話がありましたとおり、我々基幹相談支援センターさんや相談支援専門員さんを通じて、状況を確認しているという状況でございますので、資料は69件ですけれども、数字に関わらずしっかり状況を聞きとっていかなければいけないと思っておりますし、これは質問とはちょっとずれるんですけど、かねてから私も様々な報道関係があるたびに、市長の方からも指示が出ておりますけれども、やっぱり利用者さんの立場に立ってしっかりと支援をしていくことは、重要と思っておりますので、相談窓口

だけではなく、今日もいろいろ御意見いただきましたけれども、基幹相談支援センター、それから行政自身もしっかり汗をかいて、利用者さんの支援、意思決定に通じるようにと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

障害福祉課 西川担当課長

はい、ありがとうございます。

続きまして豊橋市森高委員いかがでしょうか。

森高委員（豊橋市）

はい、豊橋市です。

我々の方では、入居者さん一人一人について、それぞれ担当されている相談支援専門員の方に個別に問い合わせをして状況の把握をしております。中には、ご本人意思表示できない方がいらっしゃいますので、その場合は意向不明というような形になりますし、ご本人に代わってご家族の方がお答えいただいているようなケースもあります。その場合、転居をはしたくない、現状のまま居たいというような回答にはなっているのですが、ご家族の意向が反映されているケースも多々ございまして、ご家庭に復帰することが難しいので、そのまま転居したくないというようなお答えをされているようなケースもありますので、正確にご本人の意向が汲み取れているかどうかという部分では、十分でないところもあるかなと感じております。その点、引き続き相談支援専門員さんの方と密に連絡を取りながら、状況を把握していければと考えておりますので、現状の状況の把握の仕方としては、そのような報告となります。

以上です。

障害福祉課 西川担当課長

ありがとうございました。

続きまして一宮市谷川委員よろしく願いします。

谷川委員（一宮市）

一宮市の谷川です。

一宮市の方も豊橋市さんと同じような対応をさせていただいているのですが、今日は相談があった内容についての議題ということで、私どもは直接相談を担当する部署が別にございまして、相談がない方の情報はというと持ち合わせてないところもございまして。ただ、この問題が起きた段階で全部見に行って、直接お会いをしているような状況ですので、割と拾えている方ではないかなとは思っているのですが、利用されている方全員心配はしていると思っております。当然ですよ。こういった状況で、処分内容はどうなのかもわからない、そのつもりで対応はしていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

障害福祉課 西川担当課長

はい、ありがとうございました。

それでは、岡崎市高橋議員いかがでしょうか。

高橋委員（岡崎市）

はい、岡崎市です。

岡崎市も先ほど相談の内容をご説明したとおりですけれども、これも基幹や直接相談支援事業所の相談員さんとも話をしましたが、例えば一人一人に直接聞くというのもあるケースがありまして、聞いてくるということは、うちのところは廃止するのか、と聞かれた時がありました。ですから、今現在処分が決定していない段階で、こちらからかなりこう深くアクションするというのも非常に難しいということは言っています。ですから、あくまでも相談があった人に対しては、当然誠意を持ってお答えも相談員さんしていますし、我々も相談支援事業所からの相談もありますけれども、不安を煽るようなことだけは避けて、今現在は情報を積み重ねていくしかないと思っている次第です。

以上でございます。

障害福祉課 西川担当課長

ありがとうございました。

それでは、豊田市福岡委員よろしく申し上げます。

福岡委員（豊田市）

豊田市です。

私どもとしても、市役所の方に問い合わせが入った時には、事業所の指定の担当がありますので、そこで集約して、相談は受けておりますが、ここ一ヶ月についてはそういった相談は入っていないという状況になります。また、先ほど説明をさせていただきましたが、相談支援事業所と連絡を取りまして、グループホームの利用者の意向の確認はさせていただいております。その中でまた、今後ご本人さんや保護者の方の意向の変化等がありました時には、相談支援事業所の方から市の方に連絡をいただくようお願いをしております。そういったところで情報共有を図りながら、今後も意向の確認等について続けていきたいと考えております。

以上です。

障害福祉課 西川担当課長

はい、ありがとうございました。

愛知県の方からも補足でございますが、今回資料の方で提供させていただいた件数自体は、事業の取消報道を受けまして、ご心配の方はこちらでご相談くださいという趣旨での相談窓口一覧でございますので、当然ながら通常障害者サービスの根本になっております相談支援事業所を中心としたモニタリング等々につきましては、個々の利用者さんごとに必要に応じてやっていたいただいているはずだと認識しておりますし、そういった部分の改めるの必要性については前回協議会でも進めて、鈴木委員からご指摘いただいた内容を踏まえて私ども各市町村に通知もさせていただいており、それぞれそういった件数がこういったものとは別に存在しているのだろうと承知はしております。

柳原委員いかがでしょうか。

柳原委員

皆さんありがとうございます。

ちょっと私の言い方が強く言ってしまったかなというところがあるのですが、しっかりと対応していただいているというところで今後もよろしく願います。ありがとうございました。

## 8 閉会

障害福祉課 西川担当課長

その他が御意見等ございますでしょうか。

それでは、他に発言もないようでございますので、本日の協議会については以上を持って終了とさせていただきますと思います。委員の皆様、大変ご多忙中に御参加いただきまして、ありがとうございました。また、各委員におかれましては、この後事前にお届けいただいた電話番号等につきまして、取材等の連絡がある場合がございますので、その際の御対応をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、皆様の御協力をいただきまして予定の時間内に終了させていただくことになりました。

以上をもちまして、第4回愛知県障害者グループホーム問題連絡協議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。